旅行業法施行規則の一部を改正する省令

旅行業法施行規則（昭和四十六年運輸省令第六十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
（試験事務の代行） **第五十一条**　（略） 2　法第二十五条の二第一項の規定により試験事務を実施する旅行業協会の名称及び主たる事務所の所在地並びに試験事務を行う事務所の所在地は、次のとおりとする。 名称：一般社団法人全国旅行業協会 主たる事務所の所在地：東京都港区赤坂四丁目二番十九号赤坂シャスタイーストビル 試験事務を行う事務所の所在地：東京都港区赤坂四丁目二番十九号赤坂シャスタイーストビル （略）：（略）：（略）	（試験事務の代行） **第五十一条**　（略） 2　法第二十五条の二第一項の規定により試験事務を実施する旅行業協会の名称及び主たる事務所の所在地並びに試験事務を行う事務所の所在地は、次のとおりとする。 名称：社団法人全国旅行業協会（昭和四十一年二月二十二日に社団法人全国旅行業協会という名称で設立された法人をいう。） 主たる事務所の所在地：東京都港区虎ノ門四丁目一番二十号田中山ビル 試験事務を行う事務所の所在地：東京都港区虎ノ門四丁目一番二十号田中山ビル （略）：（略）：（略）

附　則

この省令は、平成二十九年十月七日から施行する。